

設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置 (法第37条)

- **令和6年3月31日までの間に**、指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、以下の特別償却又は税額控除を適用する。

	特別償却
	R341~R6331
機械・装置	50%
建物・構築物	25%

選択適用



	税額控除
	R341~R6331
機械・装置	15%
建物・構築物	8%

※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

※ 特別償却と税額控除は選択適用。

(※) 本措置の対象外となる区域における新型コロナウイルス感染症の影響による設備導入等の遅延への対応として、本措置の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、同感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例措置を適用できるよう令和5年度末までの経過措置を設ける。

※ 本特例措置(法37条)、被災者雇用の税額控除(法38条)、新規立地促進税制(法40条)はいずれかの選択適用。